

全国健康保険協会(協会けんぽ)から お知らせします

協会けんぽは、平成20年10月に設立され、社会保険庁で運営していた旧政府管掌健康保険の業務を実施しています。主に中小企業に勤務の方とご家族が加入しています。

保険料率の引上げのお知らせ

超高齢社会の進展に伴う医療費増勢や昨今の景気低迷による保険料収入の落ち込みにより、協会けんぽの財政は依然として非常に厳しい状況で、千葉支部の加入者の保険料率は、23年3月分(4月納付分)より、9・31%から9・44%へ引上げられることとなりました。

保険料率の引上げを抑えるべく、協会けんぽは、国庫補助率の引上げを政府・与党に要望しましたが、23年度政府予算案には盛り込まれず、22年度に続き、23年度についても引上げせざるを得ない状況となりました。

加入者の医療を支えるため、今後は健診事業の効果的な推進やジェネリック医薬品の普及促進に向けた努力等を行っています。非常に厳しい経済状況の中では

時血糖・肝機能・尿検査等で、生活習慣病の予防を目的とした健診です。

どうやって受診するの？

協会けんぽより加入者(ご本人)の勤務先に送付する受診券と健康保険証で受診していただきます。平成23年度については4月初旬に受診券をお送りする予定です。

どこで受診するの？

健診機関の一覧および集団健診の日程や会場を協会けんぽのホームページに掲載しています。また、健診機関の一覧については携帯電話からでも確認できます。

(左のQRコードを携帯電話で読み取ってください)



QRコード

自己負担額は？

個別健診 2、100円(予定)
集団健診 1、425円(予定)
その他

加入者本人には「生活習慣病予防健診」を実施しています。勤務先にご案内をお送りしますので、申込方法等について

は協会けんぽにお問い合わせください。

他の医療保険者(国民健康保険、各健保組合、共済組合等)

の加入者の健診については、それぞれの保険証の発行元(保険者名称が保険証に記載されています)

◆問い合わせ

全国健康保険協会(協会けんぽ) 千葉支部 保健グループ
☎043(308)0525

ます)にご確認ください。

学生の年金保険料

国民年金の学生納付特例制度について

20歳以上の学生で所得がない方や少ないことにより国民年金保険料を納めることが困難な場合に、ご本人の申し出により保険料の納付が猶予される制度があります。

この制度は、被保険者の前年の所得等を日本年金機構で審査し承認されると4月(または20歳誕生日)から翌年3月まで保険料の納付が猶予されます。(学校により学生納付特例が認められない場合があります) 〇申請される場合は、住民課国

◆問い合わせ

住民課国保年金班
☎(84)1214

	納付	学生納付特例	未納
障害基礎年金	○	○	×
遺族基礎年金(受給資格期間)	○	○	×
老齢基礎年金	受給資格期間	○	×
	年金額	○	×

※学生納付特例に承認された期間については、老齢基礎年金の受給資格期間に算入されます。ただし、年金額には反映されませんので、この期間の保険料を10年以内に追納(後払い)すれば、その分は年金額に反映されます。